

〔財務諸表等入力シート 主な確認項目〕

【現況報告書】

法人の正式名称（社会福祉法人〇〇〇〇）を記載すること。

1. 法人基本情報					
(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
01 北海道	100 札幌市	0001	1234567890123	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人〇〇〇〇				
(8)主たる事務所の住所	〒〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇市	〇〇〇〇〇〇		
(9)主たる事務所の郵便番号	0120-000-0000	(10)主たる事務所のFAX番号	0120-000-0000	(11)従たる事務所の有無 1 有	
(12)従たる事務所の住所	〒〇〇〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇市	〇〇〇〇〇〇	
(13)法人のホームページURL	https://www.zaihyou.test.co.jp				
(14)法人のEメールアドレス	zaihyou.test@houjin.co.jp				
(15)法人の設立年月日	令和2年1月5日				

法人のホームページアドレスを記載すること。

従たる事務所の所在地が定款と一致していること。
 ※定款に定めていない場合は記載しない。
 （姫路市所管法人は従たる事務所が存在しない。）

評議員全員の報酬の総額を正しく記載すること。
 ※法人の報酬の支給基準及び出席回数から概ねの総額が確認できる。

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況					
(1)評議員の定数	6名以上8名以内	(2)評議員の増員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	852,000
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-3)評議員の所属するからの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数	
(3-2)評議員の職業					
〇〇〇〇 自営業	H29.4.1 ~ R3.6	2 無	2 無		3
〇〇〇〇 社会福祉法人〇〇〇〇会理事	H29.4.1 ~ R3.6	1 有	1 有		3
〇〇〇〇 無職	H29.4.1 ~ R3.6	2 無	2 無		2
〇〇〇〇 会社役員	H29.4.1 ~ R3.6	2 無	1 有		3
〇〇〇〇 団体職員	H29.4.1 ~ R3.6	2 無	2 無		2
〇〇〇〇 〇〇株式会社取締役	H29.4.1 ~ R3.6	2 無	2 無		3
〇〇〇〇 無職	H29.4.1 ~ R3.6	2 無	2 無		3

報告年度の 4.1 現在の任期を記載すること。

評議員の出席回数の合計が、項目 7. (2)の評議員会の出席者数の合計と一致していること。（決議の省略で行った場合も出席扱いとし、出席回数に加えてください。）
 ※前会計年度の途中で改選があった場合は必ずしも一致しない。

法人における理事の選任状況に応じて、1、2、3 の区分を各1名以上選択すること。

理事報酬の総額を正しく記載すること。
 ※職員給与を受けている理事が2名以上の場合は、当該職員給与を含めた額を記載し、2 特例無を選択。
 職員給与を受けている理事が1名のみの場合は、当該職員給与の額を含めない額を記載し、1 特例有を選択。

3. 当該会計年度の初日における理事の状況							
(1)理事の定員	6名以上6名以内	(2)理事の総数	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	2,000,000	1 特例有	
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長の就任年月日	(3-4)理事の兼職・非兼職	(3-5)理事兼任の評議 員会議決年月日	(3-6)理事の職掌	(3-7)理事の 所属(注)からの 再就職状況	(3-8)役員 報酬(注)に於て 理事会への 出席回数
(3-3)理事の任期		(3-4)理事兼任の区分別選出状況		(3-10)各理事の 職掌等の特 殊性(注)に於て 特例の有無	(3-11)理事報酬等の年額(円)	(3-12)前会 計年度に於て 理事会への 出席回数	(3-13)前会 計年度に於て 理事会への 出席回数
〇〇〇〇	1 理事長 R1.6.27 ~ R3.6	平成27年7月28日	1 兼職	令和11年6月27日 自営業	2 無	2 理事報酬のみ支給	5
〇〇〇〇	2 代表執行理事 R1.6.27 ~ R3.6		1 兼職	令和11年6月27日 無職	2 無	1 理事報酬及び職員給与にも支給	4
〇〇〇〇	3 その他の理事 R1.6.27 ~ R3.6		1 兼職	令和11年6月27日 〇〇〇〇施設長	1 有	3 職員給与のみ支給	5
〇〇〇〇	3 その他の理事 R1.6.27 ~ R3.6		2 非兼職	令和11年6月27日 社会福祉法人〇〇〇〇会理事	2 無	4 〇〇〇〇も支給なし	4
〇〇〇〇	3 その他の理事 R1.6.27 ~ R3.6		4 その他	令和11年6月27日 〇〇株式会社取締役	2 無	4.1 〇〇も支給なし	4
〇〇〇〇	3 その他の理事 R1.6.27 ~ R3.6		2 非兼職	令和11年6月27日 民生委員	2 無	4.1 〇〇も支給なし	5
〇〇〇〇	3 その他の理事 R1.6.27 ~ R3.6		4 その他		4 〇〇〇も支給なし		5

報告年度の 4.1 現在の任期を記載すること。

職員給与を受けている人数が(3-12)と一致していること。

理事の出席回数の合計が、項目 8.(2)の理事会の出席者数の合計と一致していること。(決議の省略で行った場合も出席扱いとし、出席回数に加えてください。)
 ※前会計年度の途中で改選があった場合は必ずしも一致しない。

法人における監事の選任状況に応じて、社会福祉事業 (1~3)、財務管理 (4~6) を各1名以上選択すること。

監事全員の報酬の総額を正しく記載すること。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況					
(1)監事の定員	3名以内	(2)監事の総数	2	(3-12)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	0
(3-1)監事の氏名	(3-2)監事の職掌	(3-3)監事の任期	(3-4)監事の兼職・非兼職	(3-5)監事兼任の評議 員会議決年月日	(3-6)監事の 所属(注)からの 再就職状況
(3-3)監事の任期		(3-4)監事兼任の区分別選出状況		(3-7)前会 計年度に於て 理事会への 出席回数	(3-8)前会 計年度に於て 理事会への 出席回数
〇〇〇〇	会社役員 R1.6.27 ~ R3.6		無	令和11年6月27日	5
〇〇〇〇	会社役員 R1.6.27 ~ R3.6		無	令和11年6月27日	4

報告年度の 4.1 現在の任期を記載すること。

監事の出席回数の合計が、項目 8.(2)の理事会の出席者数の合計と一致していること。(決議の省略で行った場合も出席扱いとし、出席回数に加えてください。)
 ※前会計年度の途中で改選があった場合は必ずしも一致しない。

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況				
(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監 査報酬額(円)	(1-3)前年度 決算にかかる 定例評議員 会への出席 回数	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の 会計監査人の監 査報酬額(円)
〇〇〇〇監査法人	3,000,000	1 有	〇〇〇〇監査法人	2,800,000

社会福祉法第 43 条第 1 項により選任された会計監査人について記入すること。
 ※公認会計士であっても、監事やその他の委託業務を記入する欄ではないので、注意すること。

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1) 監事監査を実施した監事の氏名
○○○○
○○○○

(2) 監査報告により求められた改善すべき事項
○○規模について、○○○○○○○○○○○○○○○○と変更すること。
固定科目について、○○○○○○○○○○○○○○○○と変更すること。
〔注〕この入力は、記載前ではありません。

(3) 監査理由により求められた改善すべき事項に対する対応
○○規模について、○○○○○○○○○○○○○○○○と変更すること。
固定科目について、○○○○○○○○○○○○○○○○と変更すること。
〔注〕この入力は、記載前ではありません。

前会計年度に実施した監事監査の状況を記入すること。

※前会計年度に係る監事監査の状況を記入する欄ではないので、注意すること。

(例：令和3年度会計に係る監事監査を令和3年5月に実施→令和4年4月1日現在の現況報告書へ記入)

※届出するファイルは前会計年度に係る監事監査報告書を提出すること。

(例：令和4年度会計に係る監事監査報告書を令和4年6月末までに届出)

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1) 会計監査人による会計監査報告書における意見の区分
01 無限定適正意見

・前会計年度に実施した会計監査の状況を記入すること。

※監事による会計監査を記入する欄ではないので、注意すること。

※前会計年度に係る会計監査の状況を記入する欄ではないので、注意すること。

(例：令和3年度会計に係る会計監査を令和4年5月に実施→令和5年4月1日現在の現況報告書へ記入)

※届出するファイルは前会計年度に係る会計監査報告書を提出すること。

(例：令和4年度会計に係る会計監査報告書を令和5年6月末までに届出)

・前年度以前から項目 5. (1-1~3)の前会計年度に入力又は項目 14. (1)③でアを選択 (ただし、前会計年度途中に選任した場合は除く。) した法人のみ入力すること。

本部会計の区分がある法人は、「本部経理区分」を選択していること。

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1) 社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分 ②-1拠点区分 ③-1拠点区分	①-2拠点区分 ②-2拠点区分 ③-2拠点区分	①-3事業活動コード 区分	①-4実施事業名称	③事業所の名称		④事業所の土 物の保有状況	⑤事業所の建 物の保有状況	⑥事業所管理での事業開 始年月日	⑦事業所開 始での定数	⑧年間(4月~3 月)利用者延べ総 数(人/年)
		③事業所の所在地	③社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)	ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ロ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(ウ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
001	中央拠点	00000001	本部経理区分	日本橋福祉町1丁目	3 自己所有	3 自己所有	平成10年4月1日	10	300	
				ア建設費	平成10年3月1日	10,000,000	2,000,000	2,000,000	14,000,000	100.000
				イ大規模修繕	平成24年10月1日					2,000,000
001	中央拠点	01010301	生活保護施設事業(医療保護施設)	日本橋福祉町1丁目	3 自己所有	3 自己所有	平成10年4月1日	10	300	
				ア建設費	平成10年3月1日	10,000,000	2,000,000	2,000,000	14,000,000	100.000
				イ大規模修繕	平成24年10月1日					2,000,000

市区町村名は記入しないこと。
※記入すると重複して表示される。

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む)		
①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組(その他)	地域高齢者コミュニティ活性化事業	東京都武蔵野市、三鷹市、杉並区の一部
	地域の高齢者を対象に、○○○○○○○○○○○○を開催。	

本項目に記載する取組は、事業（反復継続したサービス提供）に限らず、継続的に行われるものではない取組も含むため、該当する取組について積極的に記載すること。

(取組例) 子育て相談、子ども食堂、福祉相談窓口、地域交流事業、ほっとかへんネットの運営、ボランティアセンターの運営 等

13. 透明性の確保に向けた取組状況	
(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
ⓐ事業報告	1有
ⓑ財産目録	1有
ⓒ事業計画書	1有
ⓓ第三者評価結果	1有
ⓔ苦情処理結果	3該当なし
ⓕ監事監査結果	1有
ⓖ附属明細書	1有
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費(円)	39,400,000
②施設・設備に係る公費(円)	2,600,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	1,500,000
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度
武蔵野○○○中央センター	○○年度

- ・受審した施設名を記入すること。
- ※評価機関名を記入する欄ではないので、注意すること。
- ・直近の受審年度は公表している評価結果に掲載されている評価結果確定日の属する年度を記入すること。(WAM NETで確認が可能。)
- ※訪問調査実施日の属する年度ではないので、注意すること。
- ・第三者評価の受審が義務付けられている認知症対応型共同生活介護（高齢者GH）や社会的養護関係施設を記入する欄ではないので、注意すること。

■別添（財産目録）の控除対象は、原則として以下のとおり
 （「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」9頁の表を抜粋）

（◎：控除対象となるもの、○：社会福祉事業等の用に供されるものにより、控除対象となるもの、－：控除対象とはならないもの）

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項等
大区分	中区分	勘定科目の内容		
流動資産	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。	－	最終的な用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。	－	
	事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。	－	最終的な用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	受取手形	事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債権（金融手形を除く）をいう。	－	
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に依り小区分を設けることができる。	○	社会福祉事業等の用に供されるものにより、控除対象となる。
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。	◎	
	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。	◎	
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。	◎	
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。	◎	
原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。	◎		

立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	—	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
短期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
事業区分間貸付金	他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	

	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。		資産から控除済。
固定資産 (基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。 法人設立時に必要とされたものに関し、控除対象となる。(注1)
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	◎	
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。	○	
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。	○	
固定資産 (その他の固定資産)	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。(注2)
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	○	
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	機械及び装置	機械及び装置をいう。	○	
	車輛運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	○	
	器具及び備品	器具及び備品をいう。	○	
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。	○	
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。	○	
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。	—	最終的な用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	長期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。

事業区分間長期貸付金	他の事業区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金 の期限が1年を超えて到来するもの をいう。		法人全体の貸借対照表に は計上されない。
拠点区分間長期貸付金	同一事業区分内における他の拠点 区分への貸付金で貸借対照表日の 翌日から起算して入金 の期限が1年を超えて到来するものをいう。		
退職給付引当資産	退職金の支払に充てるために退職 給付引当金に対応して積み立てた 現金預金等をいう。		負債から控除済。
長期預り金積立資産	長期預り金（注：ケアハウス等にお ける入居者からの管理費等）に対応 して積み立てた現金預金等をいう。		
〇〇積立資産	将来における特定の目的のために 積み立てた現金預金等をいう。なお、 積立資産の目的を示す名称を付し た科目で記載する。	—	使途目的の定めのない財 産であることから控除対 象とはならない。（注3） ただし、障害者総合支援法 に基づく就労支援事業に よる工賃変動積立資産に ついては、この限りではな い。
差入保証金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸 人に差し入れる保証金をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供 されることが明らかに見 込まれることから、控除対 象となる。
長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務 の享受取引に対する前払分で貸借 対照表日の翌日から起算して1年 を超えて費用化される未経過分の 金額をいう。	◎	費用化されるため、控除対 象となる。
その他の固定資産	上記に属さない債権等であって、貸 借対照表日の翌日から起算して入 金の期限が1年を超えて到来する ものをいう。ただし、金額の大きい ものについては独立の勘定科目を 設けて処理することが望ましい。	○	社会福祉事業等の用に供 されるものに限り、控除対 象となる。

【定款等の公表】

「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」の検索結果により確認。

※定款、役員等名簿、報酬等の支給基準については、差戻処理を行わなくても随時更新可能。

現況報告書等のダウンロード			
報告年度	現況報告書	計算書類	社会福祉充実計画
令和2年度	ダウンロード	ダウンロード	なし
平成31年度	ダウンロード	ダウンロード	なし
平成30年度	ダウンロード	ダウンロード	なし
平成29年度	ダウンロード	ダウンロード	なし

※ ダウンロードした資料に関するお問い合わせは、当該社会福祉法人に直接お問い合わせください。

定款等のダウンロード			
報告年度	定款	役員等名簿	報酬等の支給の基準
令和3年度	なし	なし	なし
令和2年度	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード
平成31年度	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード

※ ダウンロードした資料に関するお問い合わせは、当該社会福祉法人に直接お問い合わせください。

4月1日時点に限らず、最新の「定款」、「役員等名簿」、報酬等の支給の基準を掲載すること。

※役員等名簿については、個人情報（住所、職業等）を除くこと。

【届出書類の保存】

“附属明細書等届出書類” から、ラジオボタンを選択し、届出書類を保存すること。“充実計画”以外の書類を漏れなく保存する（“充実計画”は、社会福祉充実残額が発生している法人のみ対象）。

※令和5年度から、圧縮せず、個別に保存するよう変更となっている。

令和5年度から附属明細は個別保存となる。他の書類についても個別保存となる。次ページ参照

直近の決算に係る監事監査報告書を提出すること。

(届出用)には住所入りの名簿を届出すること。

法人全体用だけでなく拠点区分用も1つのファイルにすること。

(公表用)には住所等がないものを保存する。

項目 5.(1-1～3)を入力したら届出が必要。
直近の決算に係る会計監査報告書を提出すること。
項目 14.(1)③でアを選択した法人も提出すること。

ここで保存しても公開されない場合があるので、定款等届出書類アップロード画面からも保存すること。

